

仕 様 書

1. 業務名

令和6年度「農林水産業デジタルマーケティング総合支援事業」業務委託

2. 業務の概要

本業務は、ECを通じた県内農林漁業者等の販売力及びブランド力の向上を図るため、事業者が抱えるEC運営上の課題（サイトへの集客改善、購入率の改善、リピート率の改善等）に対して、その課題解決を支援するサービスを提供することで、事業者のECを活用した販路開拓及び販路拡大を支援することを目的とする。

また、事業対象となる農林漁業者等とは、次の（1）から（3）のいずれも満たす者とする。

- (1) 和歌山県内に住所を置く農林漁業者であって主たる収入が農林漁業によるものである者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会、その他知事が認める団体であること。
- (2) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 政党その他の政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
- (3) 上記に掲げる者のほか、事業の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者に該当しない者であること。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4. 業務内容

- (1) 事業説明会を含めたEC基礎講座の開催
- ア 事業開始にあたり、2回程度（紀北エリア・紀南エリアでそれぞれ1回を想定）開催のうえ運営する。
 - イ 参加事業者の募集にあたっては、幅広く農林漁業者等が参加できるよう周知を行う。
 - ウ 主な内容は、本業務の説明に加えて、EC市場の最新状況、売上向上に向けた効果的な取組のほか、必要に応じて追加情報を盛り込むものとする。また、受講希望者の意識を高めるため、受講料（10,000円）を徴収することについても説明を行う。
 - エ 参加事業者の申込を受付するとともに、取りまとめを行う。
 - オ 講座は録画しておき、当日参加できない事業者等に準備のうえ必要に応じて配信する。
- (2) 支援事業参加希望者の公募

- ア 事業説明会を含めたEC基礎講座セミナーでは、あらかじめ5つ程度の課題を例示し、その課題解決支援サービスもあわせて提示する。
- イ セミナー終了後、参加希望者の公募を幅広く行い、提出された資料を取りまとめる。
- ウ 課題については、公募状況を考慮し、必要に応じて課題の設定及び課題の解決を支援するサービスを変更する場合がある。
- エ 参加希望者が多数の場合は、「おいしく食べて和歌山モール」参加事業者を優先するなど一定の効果的かつ公平な基準を設けて選定する。
なお、支援事業については、原則として15事業者以上に対して実施するものとする。
- オ 選定した受講者から原則、キックオフセミナーまでに受講料の徴収を行う。
- カ 受講料徴収の方法、保管、領収証の発行等については受託者の責任の元で適切に実施し、徴収した金額は、本業務の運営費に充当する。
- キ 業務完了報告の際に提出する収支清算書については、委託金額に係る支出と徴収した受講料にかかる支出が明確に区別できるように記載する。

(3) キックオフセミナーの開催

- ア 支援事業開始にあたり、キックオフセミナーを開催のうえ運営する。
- イ セミナーの内容は、各課題とそれに応じた解決サービス、今後の事業展開方針などを説明するとともに、必要に応じて追加情報を盛り込むものとする。
- ウ セミナーは録画しておき、当日参加できない事業者用に準備のうえ必要に応じて配信する。

(4) 課題解決支援サービスの提供

- ア キックオフセミナーまでの間に、参加事業者との事前面談を行い、各事業者のEC運営に対する課題を明確にするとともに、課題に応じたグループに分類する。
- イ 分類されたグループ毎に課題の解決を支援するサービスを提供する。
- ウ 分類されたグループ毎に専任の担当者を設置する。その担当者は農林漁業者・中小企業のECサイトのコンサルティング業務に豊富な実務経験を有しているものを選任することとし、担当者の過去の実績は県と共有する。
- エ スケジュール等は次のとおりとし、詳細は県と協議のうえ実施する。

| 実施時期 | 業務内容（概要） | |
|-------|--|---|
| 6月頃～ | 説明セミナー企画・運営 | 事業者説明会を兼ねたEC基礎講座の開催 ※募集は多くの県内事業者が参加できるよう幅広く周知 ※講座では5つ程度の課題を例示し、その解決支援サービスも合わせて提示 ※講座終了後から本支援事業への参加希望者募集を開始 ※講座は動画収録のうえ希望者、当日欠席者にも後日配信 |
| 6月頃～ | 支援希望者募集・選定・受講料徴収 参加事業者の課題抽出 課題グループへの分類 | 参加希望者募集受付・とりまとめ・選定・受講料の徴収 → 参加事業者との事前面談を行い、各事業者を課題に応じたグループに分類 ※分類されたグループ毎に専任の担当者を設置 |
| 7月頃～ | キックオフセミナー企画・運営 | キックオフセミナーの開催 ※各課題とそれに応じた解決サービス、今後の事業展開方針などを説明 ※セミナーは動画収録のうえ希望者にも後日配信 |
| 8～2月頃 | 各事業者に対する支援 (各種サポート・進捗管理) | 分類されたグループ毎に事業者の課題解決を支援するサービスを提供 (月1回程度の面談による事業サポート・進捗管理を展開) |

オ 想定される県内事業者の各課題に対応した解決支援サービス（例）は次のとおり。

（次の事例は一例であり、受託者がこれまでの実務経験等をもとに、より効果的であると考える事業者課題、課題解決支援サービスを設定するものとする）

| 事業者課題（例） | 課題解決支援サービス（例） |
|--|---|
| （例）グーグルアナリティクスをECで活用していきたい。活用しているが分析結果をどう活かすのかわからない | <ul style="list-style-type: none">・グーグルアナリティクス活用希望事業者に対するセミナーを開催・事業者面談のうえグーグルアナリティクス活用実績等に関する現状を把握 ↓・希望する事業者へ活用に向けた支援の実施・各社状況に応じたグーグルアナリティクスの効果的な活用に関する支援を実施 |
| （例）自社サイトを構築したが、あまり購入につながっていない。どのカートを利用するのかいいのかわからない | <ul style="list-style-type: none">・自社サイトのコンテンツやカート、画像などについて分析、把握 ↓・セキュリティや精算方法を含めた購入者にとって魅力あるサイトの構築に向けた相談業務の実施 など |
| （例）SNSを活用した情報発信や集客を行いたいが、どれを活用していいのかわからない。リピーターにつながらない | <ul style="list-style-type: none">・リピーター獲得のためのツールや各種SNSのアルゴリズムを理解 ↓・SNSと連動したECマーケティング力向上に関する取組を支援・EC向け商品構成や商品開発、販売方法に関する取組を支援 など |
| （例）消費者行動の変化に伴うEC販売での対応策についてどうしたらいいのかわからない | <ul style="list-style-type: none">・ECでの販売状況と直近の消費者行動状況を分析・把握 ↓・ECサイトにおける生産者の特徴を活かしたページ構成等の相談業務を実施 など |
| （例）今後各業界で活用が進む生成AIをECに活用していきたい | <ul style="list-style-type: none">・生成AIの現状とメリット、デメリットについて理解を深めるセミナーを開催 ↓・ECにおける生成AIの活用に関する取組を支援 など |

キ 受託者は1か月に1回程度面談を行うなどして事業者支援・進捗管理を行う。なお、面談はオンラインも可能とし、課題毎にまとめて実施することができるものとする。

ク ECサイトの改善など取組にかかる費用は参加事業者が負担する。

ケ その他、受託者は支援のための必要な取組を行う。

5. 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に県へ報告すること。

6. 成果品の帰属

- (1) 本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

(2) 本委託業務の成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、各権利について合理的な理由がある場合は双方協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(3) 本事業完了後は、実績報告書を紙媒体1部、電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で県に提出すること。また、参加事業者に対して実施した課題解決支援サービスの実績が把握できる内容を添付すること。

7 その他

(1) 受託者は、契約締結時に県に提出した企画提案書にのっとり業務を実施するとともに、食品流通課の担当職員と必要な協議を行い、その指示に従うこと。

(2) 契約締結後に生じた事由により契約の変更が生じたときは、受託者は県が作成した仕様書をもとに、変更後の見積書を県あてに提出することとし、その場合において、県は提出された内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結する。